

自動車税 自動車取得税



自動車税

■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。なお、二輪の小型自動車、軽自動車等については、市町村で軽自動車税が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」をご覧ください。

（府税のホームページ「府税あらかると」でもご覧になれます。）

大阪府 減免のしおり

検索

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率（年税額）が、次のページの「自動車税年税額一覧表」のとおり定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

●月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額}$$

（100円未満の端数金額は切り捨てる）

●月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

月割計算による還付・課税の取扱いについて

引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税は発生しません。（新規登録の際の課税や抹消登録の際の還付を除きます。）

●非課税車等の取扱いについて

なお、法令の規定に基づき自動車税が課税されない所有者等（納税者）から売買等により自動車を所有した場合は、月割計算による自動車税が課税されます。

また、法令の規定により自動車税が課税されなくなった場合には、前所有者等（納税者）に月割計算による自動車税が還付されます。

※法令の規定に基づき自動車税が課税されない場合とは、非課税・課税免除が該当します。

■納める方法

●申告

自動車を新たに所有することとなったり、譲渡・廃車を行った場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

●納税

賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金（年額）を府から送付される自動車税納税通知書で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

●納付書の交付について

自動車税の納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

自動車税年税額一覧表

(1) 乗用車

(単位：円)

種別	税率（年税額）		
	営業用	自家用	
総排気量	1リットル以下	7,500	29,500
	1リットル超 1.5リットル以下	8,500	34,500
	1.5リットル超 2リットル以下	9,500	39,500
	2リットル超 2.5リットル以下	13,800	45,000
	2.5リットル超 3リットル以下	15,700	51,000
	3リットル超 3.5リットル以下	17,900	58,000
	3.5リットル超 4リットル以下	20,500	66,500
	4リットル超 4.5リットル以下	23,600	76,500
総排気量	4.5リットル超 6リットル以下	27,200	88,000
	6リットル超	40,700	111,000

※電気自動車は総排気量1リットル以下の税率を適用します。

※ロータリーエンジン車については、「単室容積×ローター数×1.5」により算出した数値により総排気量を区分します。

(2) 貨物兼乗用車

（「(7)トラック」のうち最大乗車定員が4名以上であるものについて、総排気量の区分に応じ一定額を加算した税率となります。）

(単位：円)

総排気量	加算額	
	営業用	自家用
1リットル以下	3,700	5,200
1リットル超 1.5リットル以下	4,700	6,300
1.5リットル超	6,300	8,000

(3) バス

(単位：円)

種別	税率（年税額）			
	営業用		自家用	
	一般乗合用	その他		
乗車定員	30人以下	12,000	26,500	33,000
	30人超 40人以下	14,500	32,000	41,000
	40人超 50人以下	17,500	38,000	49,000
	50人超 60人以下	20,000	44,000	57,000
	60人超 70人以下	22,500	50,500	65,500
	70人超 80人以下	25,500	57,000	74,000
	80人超	29,000	64,000	83,000

(4) 小型三輪車

(単位：円)

種別	税率（年税額）	
	営業用	自家用
最大積載量1トンを以下	4,500	6,000
最大積載量1トン超	6,800	9,000
けん引車	3,900	5,300

(5) 特種用途車（貨物の積載を主とするものを除く。）

(単位：円)

種別	税率（年税額）		
	営業用	自家用	
普通自動車	霊きゆう車	10,100	—
	その他	21,700	29,600
小型自動車	9,000	12,200	

(6) キャンピング車（自家用）

(単位：円)

総排気量	税率（年税額）
1リットル以下	23,600
1リットル超 1.5リットル以下	27,600
1.5リットル超 2リットル以下	31,600
2リットル超 2.5リットル以下	36,000
2.5リットル超 3リットル以下	40,800
3リットル超 3.5リットル以下	46,400
3.5リットル超 4リットル以下	53,200
4リットル超 4.5リットル以下	61,200
4.5リットル超 6リットル以下	70,400
6リットル超	88,800

(7) トラック

（特種用途車で貨物の積載を主とするものを含む。）

○営業用

(単位：円)

種別	税率（年税額）	
最大積載量	1トンを以下	6,500
	20トンを超21トンを以下	90,600
	21トンを超	90,600円に最大積載量が21トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額
けん引車	普通自動車	15,100
	小型自動車	7,500
被けん引車	8トンを以下	7,500
	20トンを超21トンを以下	56,900
	21トンを超	56,900円に最大積載量が21トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額
	小型自動車	3,900

○自家用

(単位：円)





種別	税率（年税額）	
最大積載量	1トンを以下	8,000
	20トンを超21トンを以下	122,400
	21トンを超	122,400円に最大積載量が21トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
けん引車	普通自動車	20,600
	小型自動車	10,200
被けん引車	8トンを以下	10,200
	20トンを超21トンを以下	76,500
	21トンを超	76,500円に最大積載量が21トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額
	小型自動車	5,300

■グリーン化税制

平成14年度から実施されている制度で、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なります。

●環境負荷の小さい自動車

新車新規登録をされた次表の自動車について、新規登録した翌年度の自動車税が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは1年度分のみです。）

区分	平成29年度に自動車を新規登録した場合（平成30年度の自動車税が軽減されます。） 平成30年度に自動車を新規登録した場合（平成31年度の自動車税が軽減されます。）	
燃費性能	平成32年度燃費基準+10%達成 	平成32年度燃費基準+30%達成 
排ガス性能		
平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい自動車 	税率を概ね50%軽減	税率を概ね75%軽減 ※
平成30年排出ガス規制値より50%以上性能のよい自動車 		

※ 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車については、新規登録した翌年度の自動車税が概ね75%軽減されます。

●環境負荷の大きい自動車

平成29年度までに新車新規登録から11年を超えるディーゼル車及び13年を超えるガソリン車（LPG車を含む）の自動車税率は概ね15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは10%）高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。

平成30年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。初度登録については車検証にてご確認ください。

対象自動車	初度登録
ディーゼル車	平成19年3月31日以前
ガソリン・LPG車	平成17年3月31日以前

■納税の窓口

府税は、大阪府内の各府税事務所のほか、府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関及びコンビニエンスストア等で納めることができます。

●金融機関等

銀行、商工組合中央金庫の本店又は支店
大阪府内に所在する信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及びゆうちょ銀行（郵便局）
詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の取扱金融機関一覧をご覧ください。

●コンビニ収納

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税の納付書は、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付される場合にはレジにて必ずレシートをお受取ください。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店 ※MMK設置店とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

●インターネットからのクレジットカードによる収納

「納付番号」・「確認番号」が印刷されている自動車税の納付書は、インターネットを通じて、クレジットカードで納めることができます。

ご利用可能なクレジットカード・手続の詳細や問合せ先は、大阪府自動車税お支払サイトをご覧ください。

※ 車検等のため、納税証明書が至急必要な場合は、クレジットカードによる納付を利用せず、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。府税事務所等で納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね2週間後です。
※ 税額のほかに、1件（1台）につき324円（税込）の決済手数料が必要です。
※ 領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。

大阪府 自動車税お支払サイト



右記のQRコードを読み取ることでアクセスできます。



●Pay-easy（ペイジー）収納

「Pay-easy（ペイジー）」マークが印刷されている自動車税の納付書は、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納めることができます。詳細については、府税のホームページをご覧ください。

大阪府 ペイジー



自動車取得税

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー等）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常の取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車等を取得する場合、下表のとおり軽減措置が適用されます。

※新車を取得する場合と、中古車を取得する場合で、異なった軽減措置が適用されますのでご注意ください。

●税率

営業用自動車・軽自動車……………2% 自家用自動車……………3%

次表の自動車を取得した場合は、同表の軽減税率又は控除額が適用されます。

○エコカー減税（新車を取得する場合）

区分	車両総重量等	対象となる条件		軽減率	税率	
		排出ガス基準	燃費基準		営業用自動車及び軽自動車	自家用自動車
電気自動車 (燃料電池車含む)		-			非課税	
天然ガス自動車	-	・平成30年排出ガス基準適合（3.5 t以下の自動車） または ・ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（注1、2）	-		非課税	
プラグインハイブリッド自動車		-			非課税	
クリーンディーゼル	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合 または ・ポスト新長期規制適合（注2）	-		非課税	
ガソリン自動車	乗用車	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成32年燃費基準+40%達成		非課税	
			平成32年燃費基準+30%達成	80%軽減	0.4%	0.6%
			平成32年燃費基準+20%達成	60%軽減	0.8%	1.2%
			平成32年燃費基準+10%達成	40%軽減	1.2%	1.8%
			平成32年燃費基準達成	20%軽減	1.6%	2.4%
	車両総重量2.5t以下のバス・トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年燃費基準+25%達成		非課税	
			平成27年燃費基準+20%達成	80%軽減	0.4%	0.6%
			平成27年燃費基準+15%達成	60%軽減	0.8%	1.2%
			平成27年燃費基準+10%達成	40%軽減	1.2%	1.8%
			平成27年燃費基準+5%達成	20%軽減	1.6%	2.4%
	車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年燃費基準+15%達成		非課税	
			平成27年燃費基準+10%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
平成27年燃費基準+5%達成			50%軽減	1%	1.5%	
平成27年燃費基準達成			25%軽減	1.5%	2.25%	
★★★★ ・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	平成27年燃費基準+15%達成	75%軽減	0.5%	0.75%		
	平成27年燃費基準+10%達成	50%軽減	1%	1.5%		
	平成27年燃費基準+5%達成	25%軽減	1.5%	2.25%		
	平成27年燃費基準達成	25%軽減	1.5%	2.25%		
石油ガス自動車（LPG）	乗用車	★★★★ ・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成32年燃費基準+40%達成		非課税	
			平成32年燃費基準+30%達成	80%軽減	0.4%	0.6%
			平成32年燃費基準+20%達成	60%軽減	0.8%	1.2%
			平成32年燃費基準+10%達成	40%軽減	1.2%	1.8%
			平成32年燃費基準達成	20%軽減	1.6%	2.4%

ディーゼル自動車	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排ガス基準適合 または ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2) 	平成27年燃費基準+15%達成	非課税		
			平成27年燃費基準+10%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
			平成27年燃費基準+ 5%達成	50%軽減	1%	1.5%
			平成27年燃費基準達成	25%軽減	1.5%	2.25%
			平成27年燃費基準+15%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
	車両総重量 3.5t超の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年排ガス基準適合 または ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2) 	平成27年燃費基準+10%達成	50%軽減	1%	1.5%
			平成27年燃費基準+ 5%達成	25%軽減	1.5%	2.25%
			平成27年燃費基準+15%達成	75%軽減	0.5%	0.75%
			平成27年燃費基準+10%達成	50%軽減	1%	1.5%
			平成27年燃費基準+ 5%達成	25%軽減	1.5%	2.25%

※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。

※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

○エコカー減税（中古車を取得する場合）

区分	車両総重量等	対象となる条件		取得価額控除の額
		排出ガス基準	燃費基準	
電気自動車 (燃料電池車含む)		-		45万円控除
天然ガス自動車	-	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合（3.5 t以下の自動車） または ポスト新長期規制からNOx10%低減達成 (注1、2) 	-	
プラグイン ハイブリッド自動車		-		
クリーン ディーゼル	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合 または ポスト新長期規制適合（注2） 	-	45万円控除 35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除 45万円控除 35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除 45万円控除 35万円控除 25万円控除 15万円控除
ガソリン自動車	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> (★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	平成32年燃費基準+40%達成 (平成22年燃費基準+110% ※注3)	
			平成32年燃費基準+30%達成 (平成22年燃費基準+95% ※注3)	
			平成32年燃費基準+20%達成 (平成22年燃費基準+80% ※注3)	
			平成32年燃費基準+10%達成 (平成22年燃費基準+65% ※注3)	
			平成32年燃費基準達成 (平成22年燃費基準+50% ※注3)	
	車両総重量 2.5t以下の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> (★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	平成27年燃費基準+25%達成 (平成22年燃費基準+57% ※注3)	
			平成27年燃費基準+20%達成 (平成22年燃費基準+50% ※注3)	
			平成27年燃費基準+15%達成 (平成22年燃費基準+44% ※注3)	
			平成27年燃費基準+10%達成 (平成22年燃費基準+38% ※注3)	
			平成27年燃費基準+ 5%達成 (平成22年燃費基準+32% ※注3)	
車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> (★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	平成27年燃費基準+15%達成		
		平成27年燃費基準+10%達成		
		平成27年燃費基準+ 5%達成		
	<ul style="list-style-type: none"> (★★★) 平成30年排出ガス基準25%低減達成 または 平成17年排出ガス基準50%低減達成 	平成27年燃費基準+15%達成		
		平成27年燃費基準+10%達成		
		平成27年燃費基準+ 5%達成		
石油ガス自動車 (LPG)	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> (★★★★) 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	平成32年燃費基準+40%達成	
			平成32年燃費基準+30%達成	
			平成32年燃費基準+20%達成	
			平成32年燃費基準+10%達成	
			平成32年燃費基準達成	
ディーゼル自動車 (ハイブリッド車 に限る)	車両総重量 3.5t超の バス・トラック	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年排出ガス基準適合 または ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減達成 (注2) 	平成27年燃費基準+15%達成	
			平成27年燃費基準+10%達成	
			平成27年燃費基準+ 5%達成	
			平成27年燃費基準達成	

- ※注1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。
- ※注2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。
- ※注3 「平成22年度燃費基準」については、乗用車又は2.5t以下のトラックでJC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。（車検証の備考欄に、「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載される。）

○バリアフリー、ASV特例（新車を取得する場合）
 バリアフリー特例（新車を取得する場合）

区分・対象となる条件	適用期間	取得価額 控除の額
ノンステップバス （一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る） ※ 車検証備考欄に「ノンステップバス」と記載される	H30.4.1 ～ H31.3.31	1,000万円 控除
リフト付きバス(乗車定員30人未満) （一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る） ※ 車検証備考欄に「リフト付きバス」と記載される		200万円控除
リフト付きバス(乗車定員30人以上) （一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る） ※ 車検証備考欄に「リフト付きバス」と記載される		650万円控除
ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー) （一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するものに限る） ※ 車検証備考欄に「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載される		100万円控除

先進安全自動車(ASV)(新車を取得する場合)

	対象となる条件	適用期間	取得価額 控除の額	
先進安全 自動車 (ASV)	車両総重量5t以下の バス等 （乗車定員10人以上で 立席のないものに限る）	衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を装備したもの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される	525万円控除	
		衝突被害軽減ブレーキを装備したもの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」と記載される	350万円控除	
		車線逸脱警報装置を装備したもの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される	175万円控除	
	車両総重量5t超12t以下 のバス等 （乗車定員10人以上で 立席のないものに限る）	次に掲げる装置を2つ以上装備したもの ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置 ・車線逸脱警報装置 ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」のいずれか2つ以上が記載される	H30.4.1 ～ H31.3.31	525万円控除
		衝突被害軽減ブレーキを装備したもの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」と記載される		350万円控除
		車両安定性制御装置を装備したもの ※車検証備考欄に「車両安定性制御装置搭載車」と記載される		175万円控除
		車線逸脱警報装置を装備したもの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される		175万円控除
	車両総重量3.5t超8t 以下のトラック （けん引自動車及び 被けん引自動車を除く）	次に掲げる装置を2つ以上装備したもの ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置 ・車線逸脱警報装置 ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」のいずれか2つ以上が記載される	H30.4.1 ～ H31.3.31	525万円控除
		衝突被害軽減ブレーキを装備したもの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」と記載される		350万円控除
		車両安定性制御装置を装備したもの ※車検証備考欄に「車両安定性制御装置搭載車」と記載される		350万円控除
		車線逸脱警報装置を装備したもの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される		175万円控除

	対象となる条件	適用期間	取得価額 控除の額	
先進安全 自動車 (ASV)	次に掲げる装置を2つ以上装備したもの ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置 ・車線逸脱警報装置 ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」のいずれか2つ以上が記載される	H30.4.1 ～ H30.10.31	525万円控除	
	衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される	H30.11.1 ～ H31.3.31	350万円控除	
	衝突被害軽減ブレーキを装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」と記載される	H30.4.1 ～ H30.10.31	350万円控除	
	車両安定性制御装置を装備したものの ※車検証備考欄に「車両安定性制御装置搭載車」と記載される		175万円控除	
	車線逸脱警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される		175万円控除	
	車両総重量20t超22t 以下のトラック (けん引自動車及び 被けん引自動車を除く)	衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」と記載される	H30.4.1 ～ H30.10.31	350万円控除
		衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車」「車両安定性制御装置搭載車」「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される		
		車線逸脱警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される	H30.4.1 ～ H31.3.31	175万円控除
	車両総重量12t超の バス等 (乗車定員10人以上で 立席のないものに限る)	車線逸脱警報装置を装備したものの ※車検証備考欄に「車線逸脱警報装置搭載車」と記載される	H30.4.1 ～ H31.3.31	175万円控除

自動車の登録についてのお問合せは 運輸支局又は検査登録事務所まで

- ・近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- ・同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
- ・同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。
自動音声案内は24時間ご利用になれます。


※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

[近畿運輸局](#) [検索](#)

■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

自動車税に関するお問合せはこちらまでお願いします！

自動車税コールセンター  **0570-020156**

ふぜいコール

受付時間 平日9:00～17:30 オペレーターによる対応

上記以外の時間、土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しております。

※ このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

※ お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。

※ 一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

※ 納税通知書等の発送直後(5月)等は、一時的につながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の交付について

○自動車税の納税確認の電子化

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税の完納が確認できている場合は、原則、車検時に自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができます。

※納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納(延滞金を含む)がない場合に限りです。

※運輸支局等への納税情報の提供には自動車税の納税後おおむね10日(クレジットカードによって納税した場合はおおむね2週間)程度かかります。したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※自動車税コールセンター(0570-020156)において、自動車税の完納確認ができますのでご利用ください。


その際、本人確認のため、登録番号及び車台番号(下4桁)が必要です。

※完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

お問合せ及び手続き先

■自動車税に関するお問合せ

(平成30年4月1日現在)

名 称	電 話	担 当 区 域
自動車税コールセンター	 0570-020156	大阪府内全域

(注)一部のIP電話等ではつながらない場合は06-6776-7021までお願いします。

■大阪自動車税事務所(登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税に関するお問合せ)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所 在 地	担 当 区 域	
本 所	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域(毎年5月に課税する自動車税)	
分 室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市 高宮栄町13番2号	自動車税・自動車取得税 登録(取得)時の 自動車税・自動車取得税 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町(大阪ナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く	
	和 泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町		堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村(和泉・堺ナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区 南港東3丁目1番14号		大阪市(なにわナンバー該当区域) (注)軽自動車に係る自動車取得税は除く

(注)軽自動車に係る自動車取得税については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 自動車取得税担当)

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 自動車取得税担当)

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 自動車取得税担当)

■府税事務所(減免申請等にかかる自動車税の手続き窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所 在 地	担 当 区 域
中 央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7934	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大 都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、 阪 大正区、西淀川区、東成区、 市 生野区、旭区、城東区、鶴見区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	北 区、淀川区、東淀川区
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	天 王 寺 区、浪速区、阿倍野区、住之江区、 住吉区、東住吉区、平野区、西成区
三 島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊 能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉 北	TEL 072(238)7221 FAX 072(238)7244	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉 南	TEL 072(439)3601 FAX 072(439)3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南 河 内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)1194	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中 河 内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)2704	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北 河 内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市

■本庁

名 称	電話・ファックス	郵便番号	所 在 地
税 務 局 徴 税 対 策 課	TEL 06(6210)9132 FAX 06(6210)9933	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

財務部税務局税政課 平成30年6月発行

(府税のホームページ)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

TEL06-6210-9132/FAX06-6210-9933

この冊子は8,900部作成し、一部あたりの単価は7円です。

